

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成25年 第 3 号
受付日	平成25年 4月25日
送付日	平成25年 4月25日
答弁受理日	平成 年 月 日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	加藤 清助
所管部局	商工農水部（工業振興課）

【件名及び質問の要旨】

内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

文書質問

2013年4月25日

企業立地奨励金及び東芝新棟進出にかかる中村地区緑地公園整備用地について

市議会議員 加藤清助

平成25年2月定例月議会・予算常任委員会産業生活分科会報告に、企業立地奨励金事業に関する質疑答弁が報告されている。

私は、本年3月22日本会議における討論でも表明しましたが

この奨励金交付は条例に謳われた目的、すなわち、

「本市における既存企業の新規設備投資や新規産業の立地促進とともに、就労の場を確保し、本市の産業経済の振興と市民生活の安定に寄与すること」としてありますが、奨励金交付指定申請、交付申請、交付決定を見ると、

第1に、条例の目的にそぐうものなのか、

第2に、交付申請者の資格要件に関する疑問

第3に、交付にかかる効果検証への疑問

はめぐえず、以下、文書質問をおこなうものです。

また、東芝新棟（5棟）進出に係る中村地区緑地公園整備について、あわせて文書質問します。

1. 企業立地奨励金について

条例の目的にある「就労の場を確保」について

指定申請書に従業員数も記載のないのに指定決定が行われている（Flash Alliance 2007年12月20日指定申請）

指定申請者は主事業者も従事業者も東京に住所を置くもので、申請書に記載された従業員数はわずか1人、連絡先は東京、（MC川尻エネルギー、MC塩浜エネルギーサービス 2007年5月15日指定申請）

指定申請者は、三菱商事100%出資会社で、指定事業所には従業員ゼロ、連絡先は東京、指定施設の管理運営は別会社がおこなっている。（MCJエネルギーサービス 2012年奨励金交付申請）

などがありました。

指定可否決定通知書に、指定の条件として「雇用の確保に努めこの指定に係る雇用状況を報告すること」としているが、担当課に尋ねたところ、「奨励金交付申請書」に記載された従業員数をもって「報告」があったと認識している、とのことであった。

では、交付申請書に記載された「従業員数」はどのように検証されてきているのか？お尋ねします。

申請書に記載がある「報告」を鵜呑みにしているだけか？

前述の予算常任委員会産業生活分科会における理事者答弁「エネルギー部門を運用していく際に発生する委託事業などで新たな雇用が生まれるものと考えている」

「申請書にどれだけの雇用が生まれるのかを記載いただいているが、新規雇用者数については、奨励金の交付要件とはなっていない」と答えているが、先に示した「雇用状況を報告すること」の指定条件と交付要件の違いは何か？

前述の分科会報告には「委員からは条例の目的に雇用の場の確保とあるため、目的に沿った形で奨励事業を推進するよう見直しを行うべき」との意見に対し、理事者からは「条例の期間が平成27年度までとなっているため、指摘されたことを踏まえ、見直しにむけて検討したい」との答弁があるが、条例の期間中に申請があり指定事業者になった場合、5年間にわたって固定資産税の2分の1に相当する額を、税の完納後に奨励金交付する規定は、条例の附則に「この条例は平成27年3月31日限りその効力を失う。ただし、この条例の執行前に指定を受けた施設等に係る奨励措置については、この条例は、なおその効力を有する」としており、かりに平成27年度条例廃止後もなお施行前の指定に対し最大5年間奨励措置が継続する、つまり現行条例の最大交付期限は平成32年まで続くことになるのではないか。

前述の答弁「条例の期間が平成27年度までとなっているため、指摘されたことを踏まえ、見直しにむけて検討したい」とは何を、いつまでに見直しに向けて検討するのか？

Flash Allianceの交付申請書に記載されている従業員数922人の雇用形態は検証確認されていますか。

かねてより、東芝四日市工場には派遣労働も多いと聞きますが
同様に、FlashAlliance 社の平成 21 年 10 月、指定申請書に記載の従業員数 180 人、うち新規雇用 50 人及び、同社の平成 24 年 3 月交付申請書記載の対象従業員数 345 人等の検証、確認はどうかされているのか？

指定要件

2007 年 5 月 15 日付け指定申請書では、主事業者も従事業者も東京を住所とする者（主申請者：MC 川尻エネルギーサービス株式会社、従申請者 三菱 UF J リース株式会社）がありますが

条例、第 3 条 奨励の措置の対象（2）事業者が市税を滞納していないこと、としているように、市内に住所を置き市税納付を前提としているのではないのか。

申請者が市内に住所を置かなくとも奨励金交付決定とするのは条例のどこに定義されるものなのか？

市内に住所を置かない申請事業者に奨励金交付措置を講じることがなぜ、本市の産業経済の振興と市民生活の安定に資することになるのか。

もし、そうだとすると本市の産業経済は市内循環ではなく、外部の資金力に依存して本市の産業経済の振興を図ることが本市の産業政策のスタンズなのか。

また、市内産業に連関効果があるというのなら その産業連関分析は行われているのか

監査の所見に対する措置報告に関連して

これまでも企業立地奨励金については平成 21 年定期監査報告に「多額の奨励金を交付しているが、それがいかに効果的に使われているかについて検証を行うとともに、四日市の産業として定着する開発になっているのかについて検証すること、検証方法のマニュアルも検討されたい。現在は大企業のための制度になっているように思われるので、もっと地場に根付いた中小企業の活動を活性化するための奨励金制度についても再度徹底的に検証を期待する」

に対し、平成 22 年 5 月措置報告には「両制度（企業立地奨励金・民間研究所立地奨励金）に関するアンケート調査を市内主要企業に対して実

施し、効果等について検証を行いました。今後もより良い検証方法について検討を行っていきます」

とあるが

アンケート調査によってどんな検証ができたのかと思い、監査報告に対する措置報告にあるアンケート調査結果・効果の検証を行った文書の行政情報開示請求をおこなったところ、開示されたのはアンケート調査票と集計結果のみであり、一片の考察、効果検証の文書が存在しないことが判明しました。

どんなアンケート調査にも、目的があり、アンケートの回答、集計をもとに考察、分析、検証を行うことは常識であるが、監査報告に対して措置報告で「アンケート調査を市内主要企業に対して実施し、効果等について検証を行いました。今後もより良い検証方法について検討を行っていきます」というのは「やってもいないことをやったと」言う虚偽報告であると指摘するが見解を求めます。

加えて平成23年定期監査においても企業に対する補助金及び民間研究所立地奨励金についても「改善事項」として監査所見があることを付け加えておきます。

ちなみにこのアンケート集計には、回答企業37社中、条例の利用30社は、

「企業立地促進条例の効果」の設問に対し、

- ・「条例により投資を決定した」・・・1社
- ・「条例により検討地候補となった」・・・7社
- ・「投資に影響なかったが今後の投資には必要」19社
- ・「投資と無関係」.....3社

この回答をうけて、これまで通算55億円を超える奨励金交付が、企業立地投資の決め手はおろか、インセンティブになっているとは言い難い結果であると認識するが見解を求めます。

奨励金交付にあたっての指定申請書をみると

Flash Forward 合同会社の場合、資本金1000万円、従業員数記載なし、Flash Alliance 有限会社の場合、資本金250億300万円、従業員数ゼロ（平成21年）、Flash Alliance 資本金150億300万円、従業員数記載なし（平成19年）となっています。

前者の場合、資本金1000万円の会社が336億9791万円の投資を行っていますが、前者も後者もペーパーカンパニーであると言える。

また、MCJエネルギーサービスは、奨励金交付申請書等にあるように連絡先は東京で、四日市市内事業所に従業員はゼロと申請しているが、可否決定の条件には「雇用の確保に努め、この指定に係る雇用状況を報告すること」を指定条件としている。これらは、四日市市に実体のないペーパーカンパニーで、条例の目的を逸脱した奨励金交付であると指摘するが見解を求めます。

東芝新棟と奨励金交付について

東芝5棟の進出をめぐって、四日市市は特例中の特例だと言って、不要不急の土地を東芝に肩代わりして約3億円で購入した経緯がある。

平成20年当時、行政は議会に対して向こう6年間にわたって約220億円の税収及び1200人の新たな雇用が生まれるなどの説明を行っていた。

四日市市は、3億円の不要不急の土地購入に加えて、当該企業に対し過去立地奨励金を通算で約20億円交付してきた。不要不急の土地購入と奨励金交付という、いわば2重の税金投入と言える。

ところが、平成24年8月議会に示された追加資料では東芝新棟による税収見込みは120億円と半減している。

不要不急の土地購入の際は220億円の税収増をぶち上げ、土地購入後は半分の税収増を示しているいい加減さに行政の信頼度は下がることはあっても上がることはない。

行政が議会に示し説明した「税収増」「雇用創出」の数字の根拠はどこにあったのか？

また、220億円から120億円の「修正」提示はどこに根拠を置き修正したものなのか？

東芝新棟進出にあたって平成20年度四日市市一般会計補正予算第一号に計上された企業立地推進事業費の議決にあたり、議会は付帯決議を付してこれを了とした経緯がある。

その付帯決議には

「株式会社東芝セミコンダクター社四日市工場の新棟建設による、税収、雇用などの効果及び地域貢献を検証し、その結果を議会に対して報告すること」

とある。

すでに、新棟が稼働しているが、この議会付帯決議にある「税金、雇用などの効果及び地域貢献の検証、その結果」について平成24年8月6日 予算常任委員会休会中所管事務調査資料「付帯決議に係る対応状況」を議会に報告しているが、具体的なデータはなく、客観的な検証、結果報告ではないと指摘するが見解を問う。

2. 中村公園緑地のその後について

前述の不要不急の土地に関して、四日市市は東芝との覚書において「本件土地を多目的に利用可能な緑地公園整備すること」を東芝と協定し、地元自治会からの要望を受け、地元住民が利用できる緑地公園として整備したと言ってきた。

現在も、財産目録では行政財産でもなく普通財産「その他」として「中村地区緑地公園整備用地」29279㎡ 所管・工業振興課として記載されたままである。

ちなみに四日市市の公有財産で「その他」と区分されているのは本件だけである。

平成23年3月議会一般質問において、当該緑地公園が平成22年7月22日、地元八郷地区連合自治会役員会において 市から整備完了説明が行われ供用開始したがその後の利用状況はどうか、と尋ねたことがある。

答弁は「他の公園等と比べて利用はそれほど多くないと言うふうに理解している」であった。

市が整備完了後、平成22年7月供用開始後、当該緑地「中村緑地公園」の利用実態はどうなっていますか？

公有財産上、普通財産・その他のままになっているのは、緑地公園として十分な整備が整っていないからですか？

財産管理上の不備を指摘した、平成23年3月の一般質問で、私は、「当該土地は、地方自治法の規定する公有財産の所有の目的に応じて適切な管理を図ることにそぐわない状況にあると言えるのではないかと思います。

次に、この法の運用上の逐条解説によれば、公有財産の管理は首長の権限であり、普通財産を行政財産とする、逆に、行政財産を普通財産と

することは、首長の権限に属する。また、法第 238 条の 2、首長の総合調整権には、公有財産の効率的運用を図るため、公有財産の取得または管理について、その報告を求め、実施について調査し、またはその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができるというふう

に解説がされております。市長にお尋ねしたい。
これまで私は、るる当該地の取得に至る経緯及び当該公有財産が普通財産区分その他という特例扱いになっていることを明らかにし、また、冒頭に、利用状況は地元要望や議会の附帯決議に照らしてもかけ離れた状況をお聞きになって、この首長の総合調整権、必要な措置を講じることができる規定にどう対応されますか。このまま特例のまま置いておくのか、お考えをお聞かせください」

に対し、市長は

「今後、真剣に検討させていただきたいと思っております」と答弁されましたが、

答弁後、何をどう検討されたのか、検討の結果をお尋ねいたします。

あらためて問うが、当該土地の購入は、

本来、民間企業が工場立地のために民間企業が地権者との交渉により確保すべきものであるにもかかわらず、四日市市は、一企業の土地取得交渉に手を差し伸べ、特例中の特例だと言って「不要不急の土地」を肩代わりして購入したことをお認めになりますか？

かつ、その際、この「不要不急の土地」を将来は工業用地にと言ったかと思うと、地区住民が要望する緑地公園に活用する、などとの説明を行った経緯がある。

しかし、今もって、当該土地が不要不急の土地であることは、市が地元住民の利用に供する緑地公園との位置づけを解しても、その説明がいか

にでたらめであったのかが検証されている。
当該土地は財産管理上、「財産に関する調書」において、今もって普通財産「その他」とされている。

前述のように行政目的を謳いながら供用開始したと言っても、利用実態においては、今もって利用の形跡を確認することはできていないまま普通財産として管理しているに過ぎない。

予算執行上の形跡は、当該土地の草刈りに毎年 200 万円の支出がおこなわれていることでの普通財産・その他としての「緑地公園管理」でし

がなく、東芝との覚え書・協定及び地元自治会からの要望を受けてというのは、不要不急の土地購入を取り繕うための方便でしかなかったと指摘するが見解を求めます。

行政は、市民議会に対する誠実な説明責任を果たさなければならない。その場しのぎの対応はさらなる不信を生み出す。

縷々、指摘した経緯と実態に対して、当該土地購入取得の当初説明との整合性は見いだせず、
かつ、税収効果、雇用効果においても、土地取得のために取り繕った根拠のない説明であったことが明らかになる中で、行政はあらためて市民・議会に対して、責任の所在と今後について説明責任を果たさなければならないと指摘するが見解はいかがか問う。